

給与支払報告
特 別 徴 収 にかかる給与所得者異動届出書

(提 出 ・ 控) 用

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

揖斐川町長 あて										給与支払者 (特別徴収義務者)		住 所 (所在地)		〒 -										※ 処理欄																									
令和 年 月 日提出										担当 者		係												特別徴収義務者指定番号																									
												氏名																																					
										電話		() -										宛名番号																											
給与所得者 (異動者)	フリガナ												(ア)					(イ)					(ウ)					異動 年月日	令和 年 月 日										異動 事由	1. 退職 5. 転勤 2. 休暇等 6. その他 3. 育児休暇 () 4. 死亡									
	氏 名		(旧性) 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日										特別徴収税額 (年税額)					徴収税額					未徴収税額 (ア)-(イ)																										
	個人番号												円					月分から 月分まで 円					円																										
	住 所		(1月1日現在の住所)																																														
	現 住 所		(給与の支払を受けなくなった後の住所)																																														
										退職年の1月から 退職までの					給 与 支 払 額					円																													
															控除社会保険料額					円																													

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をA・B・Cから選択し、該当記号を○で囲んでください。

A		特別徴収継続 (ウ)の額を新事業者が 給与から徴収する。										B		一括徴収 (ウ)の額も事業者が給与から まとめて徴収する。										C		普通徴収 (ウ)の額を本人が支払う。									
特 別 徴 収 義 務 者												1月1日以降4月30日までに退職した場合は 必ず一括徴収してください。												未徴収税額を本人に通知しますので、現住所欄は必ず 記入して下さい。											
特別徴収義務者指定番号																																			
所在地		〒 -										理 由 (○印をつけて ください。)		1. 異動が令和 年12月31日まで で、一括徴収の申出があったた め。(月 日申出)					2. 異動が令和 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望が ないため。					該 当 理 由 を 1. 2. 3. から 選 び、 ○ 印 を つ け て く だ さ い。		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の 申出がなかったため。									
名 称												徴収予定		月 日		徴収予定額(ウ)			異 動 者 印		円		2. 異動が令和 年1月1日以降だが、5月31日ま でに支払われる給与や退職手当がないため。 または、未徴収税額より少ないため。												
個人番号又は法人番号																																			
担当者		係										電 話										3. その他理由 ()													
氏名																																			
月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済みです。												一括徴収した税額は、 月分 (月 日納期限分) で納入します。																							

備 考										

1. 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
2. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、全勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(A：特別徴収継続)の事柄に記入し、また、課税台帳への記入等要手続を済ましたうえで、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
3. 1月1日から4月30日までの間に退職した方の残額については、退職時一括徴収することが義務付けられています
4. ※印の欄は、記入する必要はありません。

※ 処理欄		世帯 番号												現 年 度				新 年 度				両 年 度			
----------	--	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------	--	--	--	-------------	--	--	--	-------------	--	--	--

※ 必ず個人番号・法人番号を記入して下さい。